

【業務継続計画】

部名	環境部	課名	環境企画課
S 新たに発生する業務			必要人員
なし			0 人
A 継続業務			必要人員
【飲料水供給施設管理運営事業】 ・飲料水供給施設の管理運営に関すること。 【公害事故等対応業務】 ・水質異常事故の対応に関すること。 ・油事故の対応に関すること。 【公害相談業務】 ・公害苦情相談の対応に関すること。			4 人
B 縮小業務			必要人員
【有害鳥獣捕獲許可業務】 ・鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく届出事項の許可に関すること。 ※ 捕獲の許可事務を郵送等で対応。 【公害関係法に基づく業務】 ・大気汚染防止法に基づく届出事項の処理に関すること。 ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出事項の処理に関すること。 ・水質汚濁防止法に基づく届出事項の処理に関すること。 ・土壌汚染対策法に基づく届出事項の処理に関すること。 ・騒音規制法に基づく届出事項の処理に関すること。 ・振動規制法等に基づく届出事項の処理に関すること。 ※ いずれの場合も届出事務を郵送等で対応し、立入検査等業務は延期する。			3 人
C 休止業務			
【地球環境啓発事業及び環境基本計画等管理事業】 （※ 中止若しくは延期。） ・環境施策の企画及び調整に関すること。 ・環境基本計画の進行管理に関すること。 ・地球温暖化対策の推進に関すること。 ・地球温暖化対策実行計画推進基金に関すること。 ・エネルギー施策に関する総合調整に関すること。 ・循環型社会の推進に係る連絡調整に関すること。 ・環境学習広場に関すること。			

【自然環境及び歴史的環境保全事務】（※ 中止若しくは延期。）

- ・環境保護地区の巡視活動に関する事。
- ・保護庭園の樹木等の整備に関する事。
- ・保存樹木の整備等に関する事。
- ・保存建造物の修復費補助に関する事。
- ・松園子ども自然観察園の管理に関する事。
- ・近郊自然歩道（9コース）の整備に関する事。
- ・野生生物の保護に関する事。
- ・自然環境調査に関する事。
- ・県立自然公園の管理に関する事。
- ・アメニティ施策に関する事。

① あすを築く盛岡市民運動実践協議会自然愛護運動部会の運営

② 歴史を語る会・街づくりわいわい塾の支援。

- ・カラス害対策に関する事。

【公害関係事務】

- ・大気汚染状況の常時監視に関する事。
- ・河川水質環境基準等の監視に関する事。
- ・地下水質環境基準等の監視に関する事。
- ・一般環境騒音の測定に関する事。
- ・自動車騒音の測定及び評価に関する事。
- ・道路交通振動の測定に関する事。
- ・東北縦貫自動車道騒音の測定に関する事。
- ・東北新幹線騒音及び振動の測定に関する事。
- ・公害防止協定事業所の立入調査に関する事。
- ・臭気指数の測定に関する事。
- ・酸性雨の調査に関する事。

【総務事務】

- ・環境部各課に係る事務の連絡調整に関する事。
- ・環境企画課の予算・決算に関する事。

※予算経理（議会延期の場合に決算調整、予算要求・資料作成ほか）及び会計事務

- ・課内庶務に関する事。

※課内庶務（広報もりおか、市及び環境部ホームページ等での環境企画課業務の周知）

使用中止施設

保護庭園「一ノ倉邸」

S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数 (※2)	想定必要職員数 (※3)	職員の過不足
14人	8人	7人	1人
【職員が不足の場合の対応】			
専門的なスキルや資格を必要とする業務			
なし			
今後の課題			
なし			

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	環境部	課名	廃棄物対策課
S 新たに発生する業務			必要人員
なし			0 人
A 継続業務			必要人員
【一部事務組合関係業務】 ・業務継続に係る連絡調整等 【適正処理指導】 ・廃棄物処理業者・感染性廃棄物排出事業者に対する感染予防対策や適正処理に関する情報提供、指導啓発等			2 人
B 縮小業務			必要人員
【廃棄物処理法、自動車リサイクル法等に基づく許可・登録事務】 ・更新許可及び届出に関する申請を優先に可能な範囲で対応 【不法投棄対応事務】 ・投棄の状況に応じ生活環境の保全に著しく影響のある状況のものを優先に対応 【工事関係業務】 ・リサイクルセンター施設整備事業に関すること。 【補助金関係業務】 ・東部山間地域し尿収集運搬事業の補助金交付業務に関すること。 【一部事務組合関係業務】 ・業務継続に係る連絡調整等及び負担金の支払業務を行う。 【岩手県市町村清掃協議会関係業務】 ・事務局として、新型インフルエンザに関する連絡調整、支援に関する調整等を優先して行う。 【県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進事業】 ・県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会の事務に関すること。			10 人
C 休止業務			
【工事関係業務】 ・旧清掃工場（三ツ割，門）の解体に関すること。 【計画等関係業務】 ・一般廃棄物処理基本計画の進行管理，策定等に関する業務 ・廃棄物対策審議会の運営等に関する業務 ・一般廃棄物処理実績に関する業務 【一部事務組合関係業務】			

・一部事務組合の運営等に関する会議への参加 【廃棄物処理法、自動車リサイクル法等に基づく許可・登録事務】 ・新規・変更許可及び登録に関すること 【立入検査及び適正指導事務】 ・立入検査に関すること及び監視・適正指導に関すること 【排出事業者等関係事務】 ・廃棄物処理法等各種説明会に関すること 【清掃・啓蒙活動】 ・職員による清掃活動及びポイ捨て禁止対策に関すること 【総務事務】 ・課内庶務及び予算・決算に関すること			
使用中止施設			
なし			
S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数 (※2)	想定必要職員数 (※3)	職員の過不足
18人	10人	10人	0人
【職員が不足の場合の対応】 なし			
専門的なスキルや資格を必要とする業務			
【廃棄物処理法、自動車リサイクル法等に基づく許可・登録事務】 ・廃棄物処理業の更新及び許可事務 ・廃棄物処理施設の事前協議・許認可等の申請の審査 【立入検査及び適正指導事務】 ・不法投棄対応、立入検査及び監視・適正指導事務 【工事関係業務】 ・リサイクルセンター施設整備事業など、工事に関する業務			
今後の課題			
対応マニュアルの整備			

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	環境部	課名	資源循環推進課
S 新たに発生する業務			必要人員
なし			0 人
A 継続業務			必要人員
【適正処理指導】 ・ 市民・事業者に対するごみ排出時の感染予防対策や適正処理に関する情報提供，指導啓発等			2 人
B 縮小業務			必要人員
【ごみ集積場所設置事業】 ・ ごみ集積場所の管理に関すること。 ・ 電話による対応（分別，排出方法，違反ごみ，収集漏れ）に関すること。			2 人
C 休止業務			
【容器包装リサイクル推進事業】 ・ 磁性物売払い，容器包装リサイクル協会への引き渡し，容器包装廃棄物の減量強化月間，容器包装廃棄物削減への取組に関する協定に関すること。 【家電リサイクル推進事業】 ・ 集積場所に放置された家電 4 品目の適正な処理に関すること。 【ごみ減量等市民運動支援事業】 ・ 資源集団回収報奨金交付及び資源集団回収支援（リヤカー貸付等）に関すること。 ・ ごみ減量資源再利用懇談会の開催に関すること。 ・ ごみ問題懇談会の開催に関すること。 ・ ごみ減量資源再利用市民運動促進事業補助金の交付に関すること。 ・ 世界につながるまちもりおか市民会議に関すること。			
【ごみ減量等啓発事業】 ・ 分別説明会等の実施に関すること。 ・ 啓発物（カレンダー，辞典，広報紙，ごみとわたしたち）の印刷配布に関すること。 ・ ごみ集積場所に出されたごみの組成分析調査に関すること。 ・ 地区別データを活用した取組推進に関すること。 ・ 環境イベント及び市民のつどいの開催に関すること。 【事業系ごみ減量等推進事業】 ・ 古紙類搬入規制・搬入物検査に関すること。 ・ 産業廃棄物の適正処理の指導に関すること。			

- ・事業家ごみの食品ロス（県が実施する「もったいない・いわて食べきり協力店」制度への協力及び「3010運動」）に関すること。
- ・多量排出事業者に対する「廃棄物減量等計画書及び実施状況報告書」の提出依頼等に関すること。

【地域循環型生ごみ処理事業】

- ・大型生ごみ処理機の利用に関すること。
- ・小学校ダンボールコンポストの活用に関すること。

【きれいなまち推進員設置事業】

- ・きれいなまち推進員の設置に関すること。
- ・きれいなまち推進事業協力者表彰に関すること。

【きれいなまち推進協議会】

- ・きれいなまち推進協議会の会議（総会・理事会・部会）に関すること。
- ・盛岡市町内会連合会との合同研修に関すること。
- ・チャグチャグ馬っこ一斉清掃に関すること。
- ・違反ごみ撲滅キャンペーンに関すること。
- ・きれいなまち推進協議会会長表彰に関すること。

【ごみ集積場所設置事業】

- ・ごみ集積場所等整備事業補助金（1/2）に関すること。
- ・普通財産の無償貸与等（ごみ集積場所）に関すること。
- ・都南地域のごみ集積場所設置・移設・廃止に関すること。

【使用済蛍光灯処理事業】

- ・リサイクルセンターに一時保管している拠点回収した使用済蛍光灯の処分に関すること。

【総務事務】

- ・資源循環推進課の予算・決算に関すること。
- ・課内庶務に関すること。
- ・ごみ減量化行動計画の策定に関すること。
- ・ごみ減量資源再利用推進会議の開催に関すること。

【安全衛生管理事業】

- ・資源循環推進課等安全衛生委員会の開催に関すること。
- ・各種研修・講習会等の受講に関すること。

【盛岡市廃棄物処分場環境保全対策協議会】

- ・盛岡市廃棄物処分場環境保全対策協議会の事務局に関すること。

使用中止施設

なし			
S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数 (※2)	想定必要職員数 (※3)	職員の過不足
14人	8人	2人	6人
【職員が不足の場合の対応】			
専門的なスキルや資格を必要とする業務			
なし			
今後の課題			
なし			

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	環境部	課名	収集センター
S 新たに発生する業務			必要人員
なし			0人
A 継続業務			必要人員
【塵芥収集運搬事務】 (1) ごみ出しサポートの可燃ごみの収集，運搬に関すること。 (2) 東部山間地域の可燃ごみの収集，運搬に関すること。 【塵芥収集運搬業務委託事務】 (1) 可燃ごみ，資源及び不燃ごみの収集，運搬に関すること。 (2) 紙製容器包装の収集，運搬に関すること。 (3) 使用済乾電池・蛍光灯・小型家電の収集，運搬に関すること。 (4) 路上等の動物死体の収集，運搬，処理に関すること。 (5) 収集運搬委託料の支払いに関すること。 【ペット動物死体の処理受付・処理委託事務】 (1) ペット動物死体の処理受付，処理委託業者への引渡しに関すること。			13人 (事務2人) (現業11人)
B 縮小業務			必要人員
なし			0人
C 休止業務			
【塵芥収集運搬事務】 (1) 粗大ごみ処理の受付，収集，運搬に関すること。 (2) ごみ集積場所の新規及び変更の受付に関すること。 (3) 収集実績の集計に関すること。 【塵芥収集運搬業務委託事務】 (1) 収集実績の集計に関すること。			
使用中止施設			
なし			
S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数 (※2)	想定必要職員数 (※3)	職員の過不足
22人	13人	13人	0人

【職員が不足の場合の対応】
専門的なスキルや資格を必要とする業務
なし
今後の課題
対応マニュアルの整備

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	環境部	課名	リサイクルセンター
S 新たに発生する業務			必要人員
なし			0 人
A 継続業務			必要人員
【廃棄物処分場管理運営事業】 ・計量受付業務に関すること。 ・廃棄物処理手数料等の歳入の調定及び納付金事務に関すること。 ・最終処分場（玉山廃棄物処分場も含む。）の浸出水処理に関すること。 ・クリーンセンターからの焼却残灰の受入に関すること。 【廃棄物処分場管理運営事業及び資源ごみ分別作業所管理運営事業】 ・不燃ごみ・粗大ごみ及び資源物の受入に関すること。 ・不燃ごみ・粗大ごみの破碎処理及び資源物の分別作業に関すること。			21 人
B 縮小業務			必要人員
【廃棄物処分場管理運営事業及び資源ごみ分別作業所管理運営事業】 ・施設修繕に係る契約事務に関すること。			1 人
C 休止業務			
【総務事務】 ・施設見学対応業務に関すること。 ・課内庶務及び予算・決算に関すること。 【使用済乾電池等処理事業】 ・盛岡市域から回収された使用済乾電池等の処理・処分に關すること。			
使用中止施設			
なし			
S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数 (※2)	想定必要職員数 (※3)	職員の過不足
36人	22人	22人	0 人
【職員が不足の場合の対応】			
専門的なスキルや資格を必要とする業務			
技術管理者 第一種大型特殊免許・車両系建設機械運転技能者			

今後の課題
マニュアルの整備

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	環境部	課名	クリーンセンター
S 新たに発生する業務			必要人員
なし			0人
A 継続業務			必要人員
【ごみ計量受入業務】 - 計量受付業務 - プラットホーム誘導監視業務 【廃棄物搬入関連事務】 - 廃棄物処理手数料他の歳入の調定及び即日納付金事務 - 廃棄物処理手数料の減免事務 - 廃棄物搬入承認事務 【ごみ焼却業務】 - ごみ焼却運転管理業務 - 日勤業務			16人
B 縮小業務			必要人員
【施設管理業務】 - 機器点検, 保全, 修理業務 - 工事等監理業務 - 工事等設計業務 【総務事務】 - 本庁等連絡用務 - 予算・決算事務 (予算経理及び会計事務) - 庶務			4人
C 休止業務			
【総務事務】 - 施設見学対应用務 - 屋外施設貸し出し事務			
使用中止施設			
屋外施設			
S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数 (※2)	想定必要職員数 (※3)	職員の過不足
33人	20人	20人	0人

【職員が不足の場合の対応】

専門的なスキルや資格を必要とする業務

- ・ ごみ処理施設技術管理士（技術管理者）
- ・ 電気主任技術者
- ・ ボイラータービン主任技術者
- ・ ボイラー技士（２級等）
- ・ クレーン・デリック運転士（クレーン限定）
- ・ 酸素欠乏危険作業主任者
- ・ 特定化学物質等作業主任者
- ・ アーク溶接特別教育修了者
- ・ ガス溶接技能講習修了者
- ・ 低圧電気取扱特別教育修了者
- ・ 自由研削砥石取替特別教育修了者
- ・ ダイオキシン類作業従事特別教育修了者
- ・ 第１種圧力容器取扱作業主任者
- ・ 有機溶剤作業主任者
- ・ 防火管理者

今後の課題

- ・ マニュアルの整備

(※) 平成31年４月１日現在職員数

(※２) 想定出勤職員数は、欠勤者数（40％）を職員数から差し引いた数

(※３) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきＳ，Ａ，Ｂの業務を実施するために必要な職員数